

2026年度

安全報告書

富士山には、人の心をわくわくさせる力があります。
はっと目を奪われた一瞬にわき上がる
おどろき、うれしさ、すがすがしさ、安心感に、
私たちは大きく心を動かされます。

安全はすべてに優先

そんな感動や喜びを世界の人に伝えたい。
1926年の創業以来、私たちは
「富士を世界に拓く」という想いを胸にいただき、
鉄道、別荘地、ホテル、ゴルフ場、アミューズメント施設など、
さまざまな事業を展開してきました。

ずっと大切にしてきたのは、開発というより自然との調和。
この美しい風景や豊かな自然を
世界に伝えたいと強く願うからこそです。
まだ溶岩がむきだだった富士山麓周辺の土地に
土をまき、木を植え、自然を育むことからはじめ、
多くの人を招くことを夢みた創業時のころと、
変わりはありません。

これからも自然を守り育てながら、どれだけお客さまの期待を
大きく超える感動体験をお届けすることができるか。
めざすのは、私たちらしい視点や独自の発想でしか生み出せない
唯一無二の「わくわく」。
富士急グループは一新したシンボルマークのもと
一丸となってチャレンジしていきます。



わくわくの最高峰へ

富士急グループ 経営理念

いつも『喜び・感動』

私たちは『喜び・感動』を創造することで、世界中の人々の心を豊かに、を
理念に、交通、レジャー、不動産、物販など、様々な事業でシナジー効果を
生み出し、富士山の雄大な姿に惹かれるすべての人に「夢・喜び・やすら
ぎ・快適・感動・健やかさ」を提供することを目指しています。「富士急ハイ
ランドに遊びに来て頂く際、富士急行線の電車の窓からの眺めに感動してい
ただく」ことや、「富士登山のあと、温泉施設でリラックスしていただく」
こと。富士山麓エリアをまるごと楽しむためのアメニティビジネスのリーデ
ィングカンパニーとなることを、経営ビジョンとして掲げています。



株式会社フジエクスプレス

1. 安全管理規程 <別添参照>

2. 安全方針

(1)安全はすべてに優先

120%の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

(2)法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

(3)常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

(4)自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

(5)顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心なサービスを提供します。

(6)防災力向上の取り組み

平時から備えに取り組み、発災時は迅速な初動で人命最優先に被害軽減を図り、早期復旧に努めます。

(7)無災害の職場づくり

ハード・ソフト両面での安全対策を講じ、基本に忠実に行動することで、労働災害の撲滅を目指します。

○安全統括管理者 役職:常務取締役 業務部長 藤森 直登

3. 安全目標

- ・ 重大責任事故 ゼロ
- ・ 有責事故 前年度 27 件から 5 割削減(14 件未満)
- ・ 車内人身事故 ゼロ

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1)安全目標

2026 年度も事故防止に向けて、さらなる取り組み強化を行って参ります。

安全目標	2025年度結果	安全目標	2026年度
重大責任事故	1件(前年0件)	重大責任事故	0件
有責事故	27件(前年18件)	有責事故	14件未満
車内人身事故	1件(前年0件)	車内人身事故	0件

(2)安全重点施策(2026 年度) <別添参照>

「事故削減」及び「更なる輸送の安全の確保」に向け、2026 年度は別紙のとおり、安全重点施策を定め、全社員一丸となって取り組んでまいります。

5. 輸送の安全のための会議体

輸送の安全を確保するため、各種会議を通じ情報共有や意思疎通を図っております。

(1) 「安全推進会議」

毎月1回、弊社の安全統括管理者が主催し、運輸安全マネジメント(安全重点施策)進捗状況等の確認を行うほか、当月に発生した事故分析、安全管理体制のチェック、安全に係る課題の抽出、その対応策の策定と進捗に関する話し合いを行います。

(2) 「統括運行管理者会議」

毎月1回、富士急行本社の安全統括室が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者の出席により、安全運行に係わる情報の共有、事故やヒヤリ・ハット情報の分析・対応などを行います。

(3) 「グループ合同安全会議」

毎年12月に富士急行本社社長、他部門(顧客安全マネジメント実施会社)も含めた富士急グループ全社経営トップの出席により、内部監査の結果、運輸安全マネジメントに関する上期の進捗、下期の取り組みを確認すると共に、安全向上に向けた取り組みの好事例の共有と横展開等を行い、更なる事故防止の強化に努めております。

(4) 「安全重点施策決定会議」

毎年3月、富士急行本社で行われる本会議において、次年度に向けたグループ共通の安全方針の見直しを行っております。

この決定内容に基づき、弊社内にて行われる安全推進会議において、安全重点施策をはじめ各施策を策定しております。

(5) 「船舶事業合同安全会議」(海事)のみ

富士急行本社の安全統括室が主催し、年3回、富士急グループ船舶事業各社の安全統括管理者、運航管理者が出席し、気づき(ヒヤリ・ハット)の共有、安全重点施策の進捗確認を行っております。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

(1) 安全運動等

- ・春の全国交通安全運動(5月) ・夏季輸送安全総点検(7・8月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月) ・年末年始輸送安全総点検(12・1月)
- ・安全統括管理者による早朝点呼立ち会い指導を4営業所で毎月実施しています。

(2) 各種認定 <<別紙参照>>

- ・日本バス協会貸切バス安全性評価認定(2025年度[☆☆]取得)。
- ・交通エコロジー・モビリティ財団の「グリーン経営認証」2026年3月31日取得

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 新入社員教育は、専属の指導員が、対象者の熟練度等を勘案したプログラムにて教育を行っています。また、富士急行本社で実施する富士急グループ合同の新採用乗務員研修や定期的なフォロー研修に参加しております。
- (2) 自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (3) 運行管理者は、2年に1回運行管理者一般講習を受講しております。
- (4) 事故惹起者に対する特別教育を実施しているほか、富士急行本社において合同の事故惹起者教育に参加しております。また、接客に関しクレーム等があった場合にも教育を実施しております。
- (5) 各営業所において、運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した教育で事故防止、事故回避について、自らはどう考え対応するかを指導しているほか、冬山教育など、個人や地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (6) 富士急行本社安全統括室や弊社安全統括管理者・運行管理者等による街頭監査・添乗指導等を行い、実施状況の評価・指導を行っています。
- (7) 外部機関(NASVA等)が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどに積極的に参加しています。
- (8) 全運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示 1676号)に基づき全乗務員に対して集合教育を実施しております。
- (9) 富士急グループ合同防災無線訓練や、「緊急時用バッテリー式可搬式給油機」の稼働確認訓練の実施等、防災教育に取り組んでおります。
- (10) 安全統括管理者は月ごとに安全指導項目を定め安全意識の向上に努めている他、適宜、運行管理者、運転士と面談を実施し、指導を行っています。

【乗務員集合教育訓練の様子】



社長訓示



事故防止教育・指導

8. 初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導

○実施日程・ルート・実技指導の具体的な内容

・実技研修 1 日目

＜車庫内 車両整備＞

メインエンジン・冷房エンジン・オイル交換・エレメント交換の実習

グリス補給・エアークリーナー清掃・バッテリー液補充・グリスター交換

（6 輪）タイヤ空気圧・エア充填・ホイールナット締付・ジャッキ取扱の教育

・実技研修 2 日目

＜車庫内 運転操作訓練等＞

運転操作訓練（静かな発進 停止）

車両構造（長・幅・高さ） クランク運転 車線変更 交差点通過 急発進停止の乗車体験

車両特性（オーバーハング他）の確認 日常点検

・実技研修 7～10 日目

＜車庫周辺市街地道路、首都高＞

交通、及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ安全な運転方法を指導

・実技研修 10～12 日目

＜実際に運行する可能性のある経路(中央道、東名等高速道路、

パーキング・サービスエリア、坂道、隘路等＞法定速度の遵守と安全な車間距離の確保
道路交通や旅客の状況並びに時間帯を踏まえ安全な運転方法を指導

＜山岳道路＞

富士スバルラインにおける運転訓練（狭路走行・安全なすれ違い、下り坂での
エンジンプレーキ・排気ブレーキによる安全走行）

・実技研修 見極め試験実施前 1 日

車庫内 運転操作訓練等

運転操作訓練（静かな発進 停止）

車両構造（長・幅・高さ） クランク運転 車線変更 交差点通過 急発進停止の乗車体験

車両特性（オーバーハング他）の確認 車椅子取扱い 日常点検

・実技研修 21～22 日目 実技研修見極め試験

※実技研修車両については全日程大型車両にて実施

○指導担当者の指導歴

指導者 運転者歴 29 年、指導歴 12 年

指導者 運転者歴 24 年、指導歴 10 年

指導者 運転者歴 16 年 指導歴 9 年

9. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制、その他組織体制

＜別添参照「事故発生時等における社内連絡体制図」＞

10. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた 措置及び講じようとする措置

2026 年 2 月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、
適合性及び有効性に関し、適正であることが確認されました。

以 上

2026年度 安全重点施策

会社名 株式会社フジエクスプレス

安全方針		安全重点施策		
		安全目標	取組計画	
1	安全は全てに優先する	陸事	重大責任事故 ゼロ	① N A S V A 運輸安全マネジメントセミナー受講（経営TOP、安統管、各営業所長、各統括管理者、他）各1講座以上受講し、各営業所の管理者に直に受講内容を伝え、安全指導を実施する。 ② 安全統括管理者が「安全行動20訓」毎月1項目ずつ指導書面を作成のうえ指導を行う。 ③ 早朝点呼指導注意喚起及び安全指導実施（1回/月）。 ④ 4 営業所合同の安全情報共有による事故防止意識の浸透・向上（安全推進会議実施の開催 1回/月）。
			有責事故 前年度27件から5割削減（14件未満）	
			車内人身事故 ゼロ	
		海事	人身事故 ゼロ	
			海難事故 ゼロ	
機関トラブル ゼロ				
2	法令及び諸規則の順守	陸事	基本動作確認の徹底	⑤ ドラレコ指導（840回/年）毎月、東京15件、横浜20件、江戸川20件、埼玉15件「指差呼称」、「左折0km/h停止」、「停車時サイドブレーキ」について安全運行の確認・指導を徹底して事故防止する。 ⑥ 添乗（街頭） 監査指導を年間12回、月1回ペース実施。「左折0km/h停止」「右折時10km以下走行」等、運転士が自身の運転（良い点、改善すべき点）を確認できるよう運転評価内容を記録し指導（ちいばす、チャトル）。毎月1回（日）実施 ⑦ 新人教育車両での同行指導及び独車後の添乗指導による事故防止指導を毎月1回（日）実施 ⑧ 水陸船舶巡視（年間12回、月1回ペース）で、接客、運航状況等の確認指導を行い記録する。巡視記録に、入水時、スロープ上陸時の動画をを使用して操船状況の振り返りを実施。 ⑨ 全運転士の eラーニング受講の修了。
			継続的かつ計画的な指導・監督	
		陸海	安全管理規程の再確認	
3	常に安全の維持・向上	陸海	バスジャック対応、情報伝達訓練の実施	⑪ 陸事：警察署等が主催するテロ対策訓練等への参加（1回/年） ⑫ 海事：事故発生時の通報・乗客誘導訓練を実施する（1回/年） ⑬ 陸事、海事それぞれにおいてインバウンド安全対応マニュアルを第一四半期に作成配布指導。集合教育時にも指導する。
			インバウンドに対応した安全対策	
		海事	健康管理対策の実施	⑭ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査（3年毎）、脳 MRI 健診（50歳以上1回実施）、健康診断要再検査受診（再検査全員）、産業医の健康指導（1回/月）再検査対象者の受診状況等を確認し再受診させて健康起因事故を防止する。
			運航行体制の適正化・効率化	⑮ KABA4 移籍（追加導入）に伴う航海士の育成
		陸事	安全技術（システム）の導入	⑯ 挟撃事故防止のため、降車口に光電管の設置を開始（ちいばす中型車両から）。
陸事	運転士の運行・労働環境の改善	⑰ 乗務員休憩所の環境整備改善（上期下期各1回）。バス停のアクセスラインの補修、沿道支障木の剪定随時。		
4	自ら考える組織	陸海	P D C A サイクルの効果的循環（危険予知、防衛運転）	⑱ ヒヤリハット情報の収集し（陸事：年間12件以上収集、海事：年4回の船舶合同会議実施前に乗組員から収集）社内掲出。ドラレコ映像を活用した、危険度の予知強化を図るためのKYT訓練（1回/月）。 ⑲ 第一四半期内に「安全方針」「安全運転の心得」カードを全職員に配布。 ⑳ 「富士急」安全運転心得、安全行動20訓の穴埋め形式確認テストを実施し、理解の低い項目の指導強化する。
			組織的な課題抽出と解決	
5	顧客を意識した事業活動	陸海	乗務員へのクレーム削減、カスタマハラ防止	㉑ 集合教育時に、発生事例に対応したクレーム回避指導実施。 ㉒ ちいばす既設上屋にバス接近情報液晶ディスプレイを設置開始する。2027年度スマートバス停設置箇所の具体的選定。
			DX化・サービス多様化	
		陸事	地域貢献、公共交通の役割への理解	㉓ 港区小中学校の校外学習受け入れ（1、2月）。
			車内快適性・衛生の向上	㉔ 年度計画に基づくチャトル車両8台の特別清掃実施（住友不動産契約車両5月～12月、各1台）。
6	防災力向上の取り組み	陸海	利便性向上のための改善及びシステム等の導入	㉕ ちいばす RYDEPASSによる港区施設タイアップ企画券の販売、広告付き上屋設置（目標4基）。 ㉖ 各営業所において「洪水時等の避難確保計画」に基づいた避難訓練の実施（各営業所1回/年）。
			運輸防災マネジメントの取り組み強化	
7	無災害の職場づくり	陸海	営業所照明のLED化	㉗ 東京営業所照明をLED化し、営業所内作業の安全性を向上させる。 ㉘ 整備工場への落下防止設備導入等を実施。
			労働災害の未然防止対策	
		陸事	5 s 活動の推進による労災事故撲滅	㉙ 4 事業所（1回/月）定期的な美化。巡回指導で不十分な箇所について改善する。
			営業所敷地内、危険箇所の確認及び改修	㉚ 敷地内、整備場内危険箇所の修繕対応、不要物撤去廃棄。

《別添》

日本バス協会貸切バス安全性評価認定

安全性評価認定証

認定証番号
25-1614

株式会社フジエクスプレス 様



貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、
安全性評価認定(★★)いたしましたことを証明します。

認定日：2025年12月23日

有効期限：2028年3月31日まで

貸切バス事業者安全性評価認定委員会

公益社団法人 日本バス協会



《別添》

交通エコロジー・モビリティ財団の「グリーン経営認証」

グリーン経営認証 登録証

登録業種 : バス事業
登録番号 : B130034(1)
登録事業所 : 株式会社フジエクスプレス
東京営業所
東京都港区芝浦 4-20-47

当財団は、上記事業所の環境保全取組みを審査し、グリーン経営認証基準に適合していることを確認したので、登録いたします。

初回登録日 : 2026年 3月 31日

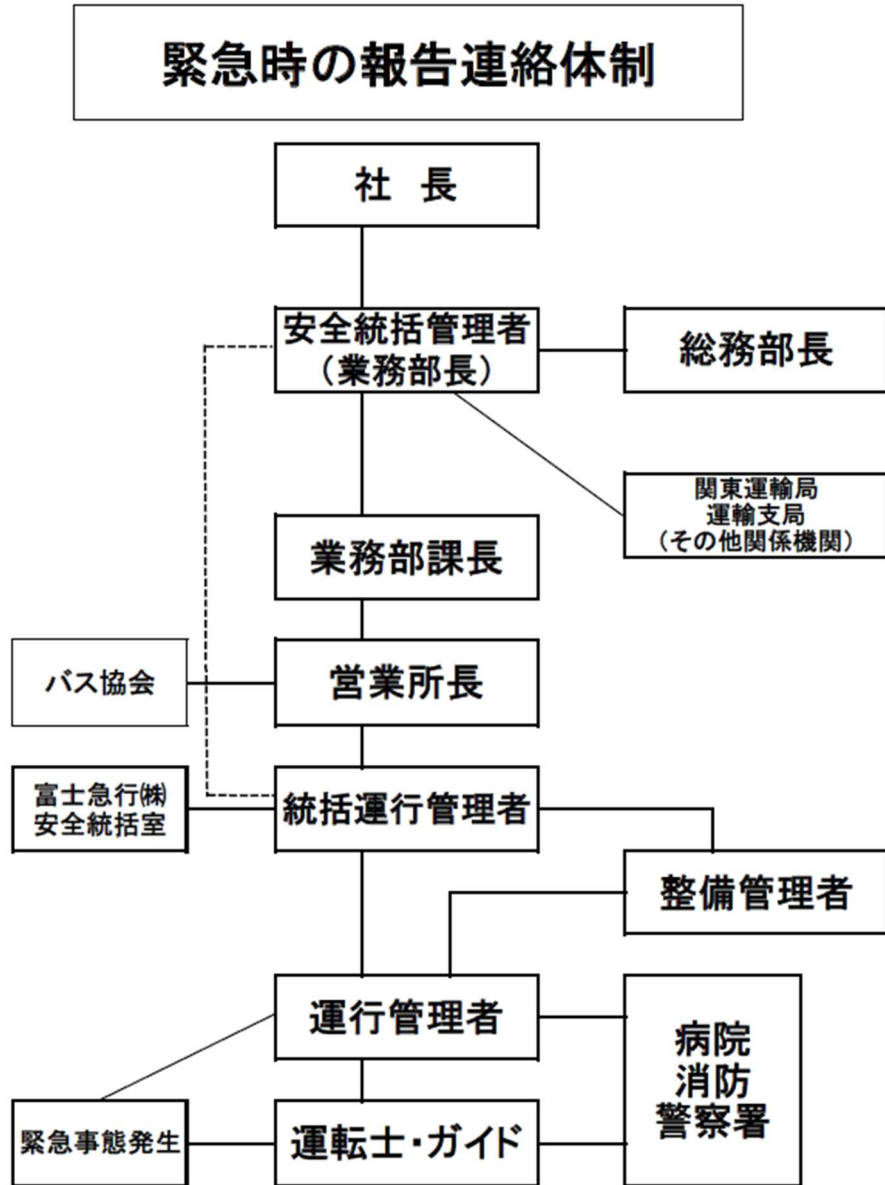
有効期限 : 2028年 3月 30日



公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団
会長 田端 浩



事故発生時等における社内連絡体制図



令和8年4月1日 現在

制定：平成 18 年 12 月 1 日
改訂：平成 22 年 10 月 1 日
改訂：平成 24 年 9 月 1 日
改訂：平成 25 年 4 月 1 日
改訂：平成 26 年 5 月 1 日
改訂：平成 27 年 4 月 23 日
改訂：平成 27 年 7 月 8 日
改訂：平成 29 年 4 月 21 日
改訂：平成 30 年 5 月 18 日
改訂：令和 3 年 5 月 14 日
改訂：令和 4 年 5 月 30 日
改訂：令和 5 年 5 月 31 日
改訂：令和 7 年 4 月 1 日

安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保する為の事業の運営方針
第三章	輸送の安全を確保する為の事業の実施及び管理体制
第四章	輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理方法



株式会社フジエクスプレス

安全管理規程

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」とう。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる
- 2 輸送の安全に関する計画の策定（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 - 3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 安全はすべてに優先
お客様の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。
 - 二 法令及び諸規則の順守
法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

三 常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

四 自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

五 顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心サービスを提供します。

六 防災力向上の取り組み

平時から備えに取り組み、発災時は迅速な初動で人命最優先に被害軽減を図り、早期復旧に努めます。

七 無災害の職場づくり

ハード・ソフト両面での安全対策を講じ、基本に忠実に行動することで、労働災害の撲滅を目指します。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。年次目標は別途定める

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

(社内組織)

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）

第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当になったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引続き行うことが困難になったとき。
 - 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当の責務)

第十一条 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(総務部長の責務)

第十三条 総務部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(総務部長の責務)

第十四条 総務部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当り、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報〔ヒヤリハット等〕の共有及び伝達)

第十六条 安全統括管理者と営業所との間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニュアル別添

2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十八条 業務部長は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜に実施しなければならない。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二條 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

- ・ 緊急時の指揮命令系統図及び報告連絡体制

以 上